

平成20年8月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

1 徳島県後期高齢者医療広域連合告示第8号

平成20年8月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。
平成20年7月25日

徳島県後期高齢者医療広域連合長 原 秀 樹

(1) 期日 平成20年8月6日

(2) 場所 徳島市川内町平石若松78番地1 徳島県国保会館3階 研修室

2 平成20年8月6日(水)午後1時31分開会

3 出席議員は、次のとおりである。

1番 小林 淳 治	2番 広 瀬 和 範
3番 吉 田 忠 志	4番 佐 野 善 作
5番 岩 浅 嘉 仁	7番 稲 岡 正 一
8番 河 野 正 八	9番 俵 徹 太郎
10番 中 田 丑 五 郎	11番 笠 松 和 市
13番 井 上 裕 久	14番 後 藤 正 和
15番 坂 口 博 文	16番 藤 井 格
17番 大 神 憲 章	18番 戸 田 眞 理 子
19番 佐 藤 禎 宏	20番 増 谷 禎 通
21番 小 堀 克 夫	22番 中 島 勝
23番 伊 月 猛	24番 日 下 哲 寛
25番 川 原 義 朗	

4 欠席議員は、次のとおりである。

6番 川真田 哲 哉 12番 松 尾 肇

5 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

広域連合長	原 秀 樹	副広域連合長	小笠原 幸
副広域連合長	五軒家 憲 次	監査委員	藤 原 孝 信
会計管理者	板 東 久 男	事務局長	片 山 隆 信
総務課長	山 中 俊 和	事業課長	河 野 信 春
総務課主査	松 内 徹	事業課主査	前 田 耕 志

6 職務のため出席した職員の職氏名は、次のとおりである。

総務課係長 大 塚 喜美枝

7 議事日程(第1号)

第1 会議録署名議員の指名について

- 第2 会期の決定について
- 第3 新たに選出された議員の議席の指定について
- 第4 監査委員による監査報告について
- 第5 同意第1号 徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 第6 承認第1号 平成19年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）に係る専決処分の承認について
- 承認第2号 徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に係る専決処分の承認について
- 承認第3号 徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に係る専決処分の承認について
- 第7 議案第11号 平成20年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第12号 徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 議案第13号 平成19年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第8 請願第2号 後期高齢者の健診に関する請願
- 請願第3号 後期高齢者医療制度での保険料減免の改善を求める請願
- 請願第4号 後期高齢者医療制度で保険料滞納者に対して保険証の取り上げ等の制裁措置は実施しないことを求める請願

8 会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 新たに選出された議員の議席の指定について
- 日程第4 監査委員による監査報告について
- 日程第5 同意第1号
- 日程第6 承認第1号から承認第3号まで
- 日程第7 議案第11号から議案第13号まで
- 日程第8 請願第2号から請願第4号まで

(午後1時31分開会)

○議長（広瀬和範君）

ただ今から、平成20年8月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会をいたします。

広域連合長から、招集のごあいさつがあります。

○議長（広瀬和範君）

連合長

○広域連合長（原秀樹君）

平成20年8月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては大変お忙しい中、御出席賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、本年4月1日から長寿医療制度が開始されたところでございますので、この間の取り組みについて御説明をさせていただきます。本制度につきましては、急速に高齢化が進む中、将来にわたり持続可能な医療保険制度とするため、75歳以上の方を対象として施行されることとなりました。当広域連合といたしましては、高齢者の方をはじめ県民の皆様には大きな影響を与えることから、制度が円滑に運営できますよう十分な準備を行うとともに、広報活動も積極的に展開してきたところでございます。

しかしながら、制度開始当初には被保険者の方々から、制度が複雑でわかりにくい、なぜ年金から天引きするのか、保険証が届いていない、などの苦情や問い合わせが数多く寄せられました。全国的にも同様の状況であり、国においては、本制度を身近で親しみやすいものとするために、新たに長寿医療制度と呼称するとともに、長寿医療制度実施本部を設置し、制度の意義や趣旨、さらに具体的な内容につきまして国民の方々に周知を図り、円滑な制度運営に努めることといたしました。6月12日には、政府・与党において制度の見直し方針がとりまとめられまして、所得の低い方への更なる負担軽減を図るとともに、普通徴収の対象拡大や保険料の悪質滞納者に交付する資格証明書の運用方針などが示されたところでございます。当広域連合といたしましては、見直し方針の趣旨及び内容に沿い、その円滑な実施に向け取り組んでまいりたいと考えております。

健康診査事業につきましては、医療機関の無受診者を対象として実施することといたしておりましたが、生活習慣病の早期発見や重症化の予防に寄与する重要な事業であることから、対象者の拡大に向け検討を重ねてまいりました。このたび国において補助制度が創設され、県及び市町村からも当事業への御賛同をいただける見込みとなりましたので、対象者を拡大し実施したいと考えております。この健康診査の対象拡大に要する費用につきましては、今定例会に補正予算を計上させていただいておりますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、本定例会には、副広域連合長の選任同意をはじめとして、平成20年度特別会計補正予算など7件の議案を提出させていただいております。詳細につきましては後ほど事務局長から御説明を申し上げますので、何とぞ十分御審議賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（広瀬和範君）

これより、本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。まず、議員の辞職許可について御報告申し上げます。去る6月11日、小松島市選出の大和肇議員から辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定に基づき、同日これを許可いたしました。また、阿波市選出の小笠原幸議員から5月19日辞職願が提出され、法第126条の規定に基づき、同月22日これを許可いたしました。また、美馬市選出の小林一郎議員から5月28日辞職願が提出され、法第126条の規定に基づき、同月29日にこれを許可いたしましたので御報告申し上げます。

次に、このほど小松島市議会議長、阿波市議会議長、美馬市議会議長、及び藍住町議会議長から、それぞれ広域連合議会議員選出の通知があり、これを受理いたしましたので御報告申し上げます。

なお、本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

○議長（広瀬和範君）

本日の会議に欠席の届出がありました方は、6番川真田哲哉君、12番松尾肇君、以上であります。

○議長（広瀬和範君）

それでは、日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において5番岩浅嘉仁君、14番後藤正和君を指名いたします。

○議長（広瀬和範君）

次に、日程第2会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（広瀬和範君）

次に、日程第3新たに選出された議員の議席の指定を行います。

なお、このたび本広域連合議会議員に選出されました方々は、小松島市から佐野善作君、阿波市から稲岡正一君、美馬市から河野正八君、藍住町から小堀克夫君、以上の方々であります。

新たに選出されました議員の議席については、会議規則第4条の規定により、議長において、ただ今、御着席のとおり指定いたします。

○議長（広瀬和範君）

次に、日程第4 監査委員による監査報告については、本定例会に上程されております議案のうち、決算に関する案件がございますので、藤原代表監査委員に監査結果の報告を求めます。

○議長（広瀬和範君）

藤原監査委員

○代表監査委員（藤原孝信君）

監査委員の藤原でございます。議長から監査報告を求められましたので、監査委員を代表いたしまして、決算審査の結果を御報告申し上げます。地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、審査に付されました平成19年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算につきまして、7月の23日、藤井監査委員さんとともに決算審査を実施いたしました。

審査の結果につきましては、決算書及び附属書類はいずれも関係法令に準じて調製されており、関係諸帳簿並びに証拠書類等を照合し、慎重に審査をした結果、決算書及び関係書類の係数は正確であり、会計処理手続につきましても適正であると認めたところでございます。なお、予算の執行につきましては、関係法令及び予算の議決の趣旨に則り、適正かつ効率的に執行されているものと認められましたので、ここに御報告申し上げます。

○議長（広瀬和範君）

次に、日程第5 同意第1号徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○議長（広瀬和範君）

連合長

○広域連合長（原秀樹君）

ただ今、御提案いたしました徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について御説明を申し上げます。本案は、徳島県後期高齢者医療広域連合規約第11条第1項及び第12条第5項の規定に基づき徳島県市長会副会長小笠原幸氏の副広域連合長への選任について、御同意をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬和範君）

お諮りいたします。本案については、成規の手続きを省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議なしと認めます。よって、本案については、成規の手続きを省略し、直ちに採決することに決定をいたしました。

お諮りいたします。本案については、原案どおり同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議なしと認めます。よって、同意第1号徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任については、原案どおり同意することに決定をいたしました。

○議長（広瀬和範君）

ここで、副広域連合長の出席を求めることにいたします。

（副広域連合長小笠原幸君入場）

○議長（広瀬和範君）

副広域連合長からごあいさつがあります。

○議長（広瀬和範君）

小笠原幸君

○副広域連合長（小笠原幸君）

皆様こんにちは。ただいま議長様のお許しを得ましたので、ごあいさつを申し上げます。ただいま、議員の皆様方の御同意をいただきまして、副広域連合長に就任させていただくことになりました小笠原でございます。後期高齢者医療制度については、多くの県民が注目しているところでございますし、その職責の重さを痛感しているところでございます。

今後は、原広域連合長の補佐役といたしまして、精一杯努めてまいりたいと思っておりますので、議員各位の温かい御理解と御協力を切に賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますけれども、就任のごあいさつとさせていただきます。本当に皆さんありがとうございました。

（拍手）

○議長（広瀬和範君）

次に、日程第6承認第1号平成19年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）に係る専決処分の承認について、承認第2号徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に係る専決処分の承認について、承認第3号徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に係る専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由について、事務局の説明を求めます。

○議長（広瀬和範君）

事務局長

○事務局長（片山隆信君）

では、承認第1号から第3号まで、御説明させていただきます。定例会議案②の3ページをお願いいたします。承認第1号平成19年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）に係る専決処分について承認をお願いするものであります。4ページをお願いいたします。専決第2号平成19年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第292条において準用する同法179条第1項の規定に基づき、次のとおり平成20年3月31日に専決処分を行ったものでございます。概要につきましては、1歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ748万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,303万3,000円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。詳細につきましては、資料③予算説明書で御説明いたします。

4ページをお願いいたします。まず歳入につきましては、款2国庫支出金、項1国庫補助金、目1民生費国庫補助金、補正前の額937万1,000円、補正額746万3,000円、計1,683万4,000円、同じく目2高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金は、補正前の額3億5,568万円、補正額2万1,000円、計3億5,570万1,000円であり、後期高齢者医療システム構築準備事業費補助金等が予定より多く交付されたことにより増となったものでございます。

次に歳出でございますが、5ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、補正前の額1億8,304万9,000円、補正額746万3,000円、計1億9,051万2,000円で、補正額を財政調整基金に積み立てるものでございます。款3民生費、項1社会福祉費、目1高齢者医療準備費につきましては、補正前の額1億849万2,000円、補正額0、計1億849万2,000円であり、これにつきましては財源の振替を行ったものでございます。款5諸支出金、項1基金費、目1基金費につきましては、補正前の額3億5,568万1,000円、補正額2万1,000円、計3億5,570万2,000円であり、後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てるものでございます。

次に、資料④条例等議案1ページをお願いいたします。承認第2号徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に係る専決処分の承認をお願いするものであります。専決処分の概要につきましては、資料⑤条例案概要説明書で御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。まず、1改正の趣旨でございますが、被保険者が死亡した場合の葬祭費の支給に関し、他の保険者と重複して支給することがないように、所要の改正を行うものでございます。2改正の概要でございますが、被保険者が死亡した場合は、葬祭を行う者に葬祭費を支給することとしておりますが、健康保険組合や市町村国保などの他の保険者から葬祭に係る費用の支給を受けたときには、葬祭費の支給を行わないものとするものでございます。施行期日は、平成20年4月1日でございます。

続きまして、先ほどの資料④条例等議案3ページをお願いいたします。承認第3号徳島

県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に係る専決処分の承認をお願いするものでございます。専決処分の概要につきましては、先ほどの資料⑤条例議案概要説明書3ページをお願いいたします。まず、1の改正の趣旨でございますが、所得の低い被保険者に対する更なる負担軽減を図るため、所要の改正を行うものでございます。2改正の概要でございますが、ア平成20年度及び平成21年度における賦課総額の算定の特例について、改正後の軽減を算定に適用させるため字句を改めるものでございます。イ現行の規定で被保険者均等割額が7割軽減となっていた被保険者に係る被保険者均等割額について、7割軽減後の被保険者均等割額に6分の1を乗じて得た額の100円未満を切り捨てた額に3を乗じて得た額、概ね8.5割軽減とした額とする規定を設けるものでございます。施行期日は、平成20年8月1日でございます。以上、よろしく願いいたします。

○議長（広瀬和範君）

以上で、提案者の理由説明は終わりました。

○議長（広瀬和範君）

これより質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

○議長（広瀬和範君）

これより、討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

○議長（広瀬和範君）

これより、順次、採決いたします。なお、採決は、起立によって行います。

○議長（広瀬和範君）

お諮りいたします。まず、承認第1号について、原案どおり承認することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（広瀬和範君）

起立多数であります。よって、承認第1号については、承認することに決定をいたしました。

○議長（広瀬和範君）

次に、承認第2号について、原案どおり承認することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（広瀬和範君）

起立多数であります。よって、承認第2号については、承認することに決定をいたしました。

○議長（広瀬和範君）

次に、承認第3号について、原案どおり承認することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（広瀬和範君）

起立多数であります。よって、承認第3号については、承認することに決定をいたしました。

○議長（広瀬和範君）

次に、日程第7議案第11号平成20年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第12号徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について及び議案第13号平成19年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。提案理由について、事務局の説明を求めます。

○議長（広瀬和範君）

事務局長

○事務局長（片山隆信君）

議案第11号から議案第13号までを御説明させていただきます。資料②予算議案9ページをお願いいたします。議案第11号平成20年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、歳入歳出予算、1歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,328万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ810億1,506万5,000円とするものでございます。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。詳細につきましては、資料③予算説明書10ページをお願いいたします。

まず歳入につきましてでございますが、款1市町村支出金、項2市町村補助金、目1その他市町村補助金は、補正前の額1,000円、補正額6,151万3,000円、計6,151万4,000円となっており、今回健康診査の拡大に当たり市町村にご負担をいただく額を計上させていただいております。款2国庫支出金、項2国庫補助金、目1財政調

整交付金につきましては、補正前の額73億9,210万5,000円、補正額580万円、計73億9,790万5,000円は、今回の制度見直しに伴い広報に係る交付金でございます。同じく目2その他国庫補助金、補正前の額1,000円、補正額4,171万9,000円、計4,172万円は、健康診査に係る費用の国の補助金を計上させていただいております。款3県支出金、項2県補助金、目1その他県補助金、補正前の額1,000円、補正額2,425万1,000円、計2,425万2,000円につきましては、健康診査に係る費用の県の補助金を計上させていただいております。

次に11ページの歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正前の額2億1,258万9,000円、補正額580万円、計2億1,838万9,000円は説明欄の今回の制度見直しに伴うパンフレット等の印刷費150万円及び新聞などを使った広報費430万円、計580万円を計上させていただいております。次に、款5保健事業費、項1健康保持増進事業費、目1健康診査費、補正前の額2,357万2,000円、補正額2億746万4,000円、計2億3,103万6,000円は、説明欄、(1)健診対象者への通信費用等317万4,000円、健康診査に係る委託料1億8,951万円、その他事務に係る費用1,478万円を計上させていただいております。款6基金積立金、項1基金積立金、目1財政調整基金積立金につきましては、補正前の額5億1,000万円、補正額7,998万1,000円の減、計4億3,001万9,000円は健康診査に係る費用の一般財源として減額させていただいたものでございます。

次に、資料④条例等議案5ページをお願いいたします。議案第12号徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、お諮りするものでございます。資料⑤条例議案概要説明書5ページをお願いいたします。まず、1の改正の趣旨でございますが、所得の低い被保険者に対する更なる負担軽減を図るため、所要の改正を行うものでございます。2改正の概要につきましては、ア平成20年度及び平成21年度における賦課総額の算定の特例について改正後の軽減を算定に適用させるため、字句を改めるものであります。イ所得割、被保険者均等割について本則と表記の順序を合わせるため、附則第8項を附則第10項と改めるものでございます。ウ以下の軽減を新たに設けるものでございます。(ア)保険料の算定に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者に係る所得割額について、5割軽減するものでございます。(イ)従来均等割額が7割軽減されていた者の保険料については、(ア)の軽減措置により算定した保険料から4月以降の仮徴収相当額を控除した金額が500円未満であるときは、その金額を免除するものでございます。3施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

続きまして、議案第13号平成19年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、お諮りいたします。資料④条例等議案書7ページをお願いいたします。本件は、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。それでは、決算の内容につきまして、資料の⑥平成19年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算報告書により御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。まず、歳入につきましては、一番下の歳入合計欄、予算現額6億6,303万3,000円、収入済額6億6,323万5,327円となっております。次に3ページをお願いいたします。歳出につきましては、歳出合計欄予算現額6億6,303万3,000円に対し、支出済額6億3,687万6,851円

となっております。このことから、歳入歳出差引残額は欄外に記載してございます2, 635万8, 476円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を必要としないため、全額、財政調整基金に繰り入れするものでございます。決算の詳細につきましては、6ページ以降の歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。7ページをお願いいたします。まず歳入でございますが、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1市町村負担金は、当初予算額3億9, 466万7, 000円でしたが、人件費の所要額等が固まったことなどにより、本年2月定例会で1億951万3, 000円の減額補正を行い、予算現額2億8, 515万4, 000円となっております。次に、款2国庫支出金、項1国庫補助金、目1民生費国庫補助金は、当初予算額1, 000万円で、国の補助額が確定したため683万4, 000円の補正を行い、予算現額は1, 683万4, 000円となっております。調定額及び収入済額も同額となっております。同じく、目2高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金でございますが、これにつきましても2月定例会で3億5, 570万1, 000円の増額補正を行い、予算現額も同額となっております。なお、収入済額はこれより127円増の3億5, 570万1, 127円でございます。次に、款3諸収入、項1預金利子、目1預金利子は、予算現額1, 000円に対し、調定額、収入済額とも26万7, 016円でございます。次に、9ページをお願いいたします。項2雑入、目1雑入は、予算現額1, 000円でございますが、収入はございませんでした。次に、款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、昨年8月の定例会で前年度繰越金434万1, 000円の増額補正を行い、予算現額も同額となっております。収入済額は434万1, 009円となっております。次に、款5財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金の1, 000円でございますが、これは、高齢者医療制度円滑導入特例基金の預金利子として計上したものでございますが、年度内に利子が発生しなかったため、収入はございませんでした。次に、款6繰入金、項1基金繰入金、目1高齢者医療制度円滑導入臨時特例基金繰入金は、広報に要する費用に充てるため2月定例会で100万円の補正予算を計上しましたが、繰り入れとして93万8, 175円の繰り入れを行ったものでございます。なお、平成19年度におきましては、収入未済額、不納欠損額ともに発生しておりません。歳入については以上でございます。

次に、歳出を御説明いたします。11ページをお願いいたします。款1議会費、項1議会費、目1議会費は、予算現額312万2, 000円に対し、支出済額103万8, 881円で、不用額208万3, 119円となっております。不用額が発生した主な原因といたしましては、議会を年4回予定していたところ3回の開会となったこと、また委託料で措置していた会議録作成業務について、事務局で会議録を作成したことなどによるものでございます。次に、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、当初予算額が2億2, 274万1, 000円を計上してございましたが、派遣職員の年齢構成が確定したことに伴い、3, 222万9, 000円の減額補正をし、予算現額は1億9, 051万2, 000円となっております。支出済額は1億7, 200万2, 065円、不用額は1, 850万9, 935円となっております。不用額の主なものを申し上げますと、節19負担金補助及び交付金で、年度終了に伴い派遣職員の人件費が確定し、不用額が確定したものでございます。次に13ページをお願いいたします。同じく、項2選挙費、目1選挙管理委員会費は、予算現額13万円に対し、支出済額4万3, 849円で、不用額8万6, 15

1円となっております。項3 監査委員費，目1 監査委員費は，当初予算額7万5,000円でしたが，予備費から14万1,000円を充用し，予算現額は21万6,000円，支出済額は7万3,095円，不用額は14万2,905円となっております。次に，款3 民生費，項1 社会福祉費，目1 高齢者医療準備費は，当初予算額1億7,360万1,000円でございますが，広域連合電算処理システムに係る入札の請負差金により，2月定例会で6,510万9,000円の減額補正を行い，予算現額は1億849万2,000円となっております。支出済額は1億801万7,834円で，不用額は47万4,166円となっております。款4 予備費，項1 予備費，目1 予備費は，当初予算額500万円で，監査委員費に14万1,000円充用したため，予算現額は485万9,000円，不用額も同額となっております。款5 諸支出金，項1 基金費，目1 基金費は，後期高齢者医療制度臨時特例基金への積立金で，予算現額は3億5,570万2,000円，支出済額は3億5,570万1,127円，不用額は873円となっております。以上が，歳出の概要でございます。次に15ページをお願いいたします。実質収支につきましては，歳入総額6億6,323万5,327円，歳出総額6億3,687万6,851円，歳入歳出差引額2,635万8,476円となっており，翌年度に繰り越すべき財源がないため，実質収支額も同額となっております。実質収支につきましては，地方自治法第233条の2の規定により，全額，財政調整基金に繰り入れるものでございます。次に，広域連合の財産の状況についてご説明いたします。17ページをお願いいたします。1の物品につきましては，表にお示ししておりますように，事務機からその他の電気機器までの物品につきまして，決算年度中に37台増加し，年度末現在85台となっております。これは，職員の増員及び広域連合事務局の開設に伴い，事務用機や電話機が増となったものでございます。2の基金につきましては，(1)の徳島県後期高齢者医療広域連合財政調整基金の決算年度末現在高は1,010万4,000円，(2)の徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の年度末現在高は3億5,476万3,000円となっております。以上，平成19年度の一般会計決算の概要について御説明しましたが，決算については監査委員の審査に付し，その意見書が提出されております。併せて主要施策の成果報告書とともに，よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○議長（広瀬和範君）

以上で，提案理由の説明は終わりました。

○議長（広瀬和範君）

これより質疑を行います。通告がありましたのは3名であります。通告者の発言を許します。

まず，はじめに，3番吉田忠志君

○議長（広瀬和範君）

3番

○3番（吉田忠志君）

冒頭、連合長からお話がありましたように、この制度が施行なりまして4か月になるわけですが、この間、この制度につきまして、制度のそのものの議論があったわけではなく、制度に関わる様々な、とりわけ周知が十分でなかったことによる御批判や、あるいはまた誤解が随分あったように思います。御案内のように、世界に類を見ないような少子高齢化社会の中で、医療制度の将来、どうするかということでこの制度を導入し施行をしたわけですが、残念ながら4か月間、制度そのものについての十分な議論があったとは思えないと思っております。そういう面では、制度が導入されて以来感じておりましたこの制度の周知について、私ども市町村については様々な形で周知をいたしたわけですが、この際、広域連合につきましても独自に、実はその周知について広報なりすべきではないかと思っております。そこで昨今、とりわけ低所得者の方々への保険料の軽減措置や様々な制度の変革、改革が行われておる最中、このままいけばますます、実は誤解やあるいは周知が十分でないことによる様々な混乱が予想されるわけですので、この際、是非広域連合会としても何らかの独自の周知をすればいかがかなと思うわけですが、この点について、どのようにお考えなのかお聞かせいただければなと思っております。とりわけ医療保険者としての広域連合が今後どう広報していくかというのは国に対してどうするかというのと同時に非常に大事なことではないのかと思っておりますので、是非、どのようにお考えなのかお聞かせいただければなと思っております。

○議長（広瀬和範君）

事務局長

○事務局長（片山隆信君）

広報についての御質問にお答えいたします。後期高齢者医療制度を御理解いただくためには、相手方にわかりやすく正確にお知らせするということが重要であると認識しております。このため広域連合では、これまで新聞紙面を活用した広告掲載、医療機関へのポスター・リーフレットの配布、被保険者への保険証発送時にリーフレットの同封などによって周知を図り、また、市町村におきましても市町村広報紙への掲載、各種会合への出張説明など、独自の広報活動を展開してきたところでございます。

しかしながら、4月1日以降、本県におきましても、制度施行直後は相当な混乱があったというところでございます。こうした中、6月に制度の一部改正が、見直しが行われ、制度の定着に向けて広報の重要性が明記され、国、都道府県、広域連合、市町村において一層の広報活動を行うこととされております。今回の制度見直しにおきましては、保険料軽減措置の追加や保険料納付方法の一部選択制の導入など、高齢者にとりましては影響の大きい内容がございます。広域連合といたしましては、これまでの経験を踏まえ、高齢者の皆様にとって分かりやすく、見やすい広報を様々な広報媒体を通じ、お知らせするとともに、市町村と連携し、よりきめ細やかな広報を行っていきたいと考えておるところでございます。さらに、国の広報活動にも注視し、適切な機会を捉え、現場からの要望を行っていくとともに、本県全域にわたる広報につきましても県と連携し、効果的な広報を行っていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（広瀬和範君）

3番

○3番（吉田忠志君）

今、御答弁をいただきました。正直申し上げまして、この4か月間、様々な形で私どもも対象者並びに団体なり、様々な機会を通して制度について周知をしたつもりでございますが、十分な御理解をいただいたとは思っておりません。それが故に、その後出てまいりました制度の改変等につきましても相当な覚悟で広報しないと更に混乱に拍車をかけるのではないかなと思っておったわけでございます。そこで、お尋ねをいたしたわけです。先程の御答弁では色々とお話ございましたが、独自だけでなく県とも十分連携をして広報を行う、また私どもも細かく打ち合わせをした上で広報を行うということでございました。どうか万端怠りなく、これでもかこれでもかというくらい、実はしなきゃあならんのではないかなと思っておるところでございますし、また国に対しても是非ですね、私達もそうですが、より分かりやすい周知を徹底していただけるよう併せてお願いをいたして先程の御答弁を了といたしたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（広瀬和範君）

次に、13番井上裕久さん

○議長（広瀬和範君）

13番

○13番（井上裕久君）

今、質問された周知方法と同じような内容になるんですが、これも当初から話がありましたように、この後期高齢者の制度自身の内容が非常に分かりにくい。それから周知の不徹底というか、十分分かりにくかった。それと最近の制度の見直し、改正等についてもどんどん変わってきているということで、4月から実際に導入して、窓口でもどういうふうな意見があったかと、苦情なり意見があったかということ聞いてみますと、これも先程話がありましたが保険証の交付時にリーフレットを添付してお渡ししておる。ただその内容が非常に色々書いてはくれているんだが分からない。高齢者の方にとっては字が小さくて読みにくい。内容だけでなしにそういう面での不満もある。それと一番に保険料の計算の仕方ですね、保険料の定め方がよく分からない。所得に応じてどれだけの保険料の払い込みが必要なのか。いうものが分からないということで、できればそういうリーフレットの中に所得に応じた保険料ですね、これ数パターン提示して被保険者の方に分かりやすい提示をしてあげたらいかかなあというふうに思います。まあそういう意見がある。それと、申請時の記入欄あるいは添付資料や証明する書類が増えて不便になったということもありますので、そういうこともその周知をするときに十分被保険者の方に分かっていたいただけるような説明等が必要なのではないかなというふうに思われます。それで、今回の議案にも広報に関しての総務管理費で補正予算を計上されておりますが、印刷製本で150万、それから広告料で430万ですか、という補正予算出されておりますが、まあ新聞でも大きく

掲載されて、もう既に目にしておりますが、このリーフレット、当初から何回か作成して各市町村に配布していただいておりますが、最新のその改正も含めて、より分かりやすいリーフレットというのをいつぐらいに作成してそれぞれ配布していただけるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（広瀬和範君）
事務局長

○事務局長（片山隆信君）

長寿医療制度に関するリーフレット等の作成に関する御質問にお答えいたします。長寿医療制度に関しましては、制度施行当初から周知不足や、制度が複雑でわかりにくいという御指摘は受けており、先般示されました国の見直し方針においても一層の広報活動を行うとされたところでございます。広域連合といたしましても、これまで各種媒体を用いて広報に努めてまいりましたが、議員から御指摘いただきましたように、制度を分かりやすく、簡潔に説明したリーフレットは高齢者の理解を深めるための重要な手段として今後も有効に活用してまいりたいというふうに考えております。

今回、長寿医療制度に対する理解が十分深まらないうちに、制度の一部改正が行われることとなりましたが、市町村には、被保険者からの問い合わせ等が数多く寄せられるということが予想されますので、改正の内容を含め制度を分かりやすくお知らせするためのリーフレットを、できましたら各市町村の方と一緒に協力して作成し、各市町村に配布したいというふうに考えております。最新のリーフレットにつきましては9月末ぐらいの配布を目途に今後作業を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（広瀬和範君）
13番

○13番（井上裕久君）

是非、早急に高齢の被保険者の方に分かりやすいリーフレットを作っていただきたい。今後は、改正等あった場合にも各市町村で対応するというふうになってきますとやはりいろんな経費が高くなってきますので、広域連合で鋭意、統一、一括してそういうのをさせていただくと価格自体も安価になるし、それと国の方からの情報も早く入るということで、これは各市町村の、今話がありましたけど担当の者とも十分話し合いをしてより分かりやすい内容のリーフレット、あるいは広報活動をお願いしたいと思います。以上で私の質問なりお願いを終わります。

○議長（広瀬和範君）
次に、20番増谷禎通君

○議長（広瀬和範君）
20番

○20番（増谷禎通君）

それでは、質問を許されましたので私の質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、一昨日からこの準備をしております、クーラー等の関係で風邪を引きまして、こういながら声になりました点、皆さんにはお分かりにくいかも知れませんが、お許しをさせていただきたいと思っております。本日は沢山の傍聴をいただきまして、ここからお礼を申し上げます。今も話がございましたように、この後期高齢者医療保険制度がですね実施をされるようになりましてから4か月で見直しをしなければならない。私は昨年から3回にわたりまして、今年2月にもやりましたし、そういう質問、この問題点についての質問をしてみました。その殆どが今回の見直し点に含まれておるという状況でございます。今定例会におきましては7点について質問をしてみましたと思っております。1番目は後期高齢者医療の現状について、ということで3点質問をいたしたいと思っております。7月31日にいただきました被保険者数の推移の中で障害者認定を受けた人が50人減ったと書かれております。その理由についてまずお聞きをしておきたいと思っております。

また2番目は、3の医療費給付等の現況についてでありますけれども、4月分は69億3,370万余り、また5月分についても73億1,400万円余り。まあ昨年までの老人保健法による医療負担額、これと比較をして安くなったか高くなったか、その点についてお聞きをしておきたいと思うわけでありまして。

また3番目は、入院外はですね13万8,431件というふうに報告されておまして、その内診療所のレセプト件数と後期高齢者診療のレセプト件数はそれぞれ何件あったかということについてお聞きをしておきたいと思うわけでありまして。

2番目は、高額療養費についてでございます。これについても4問の質問をいたしておきます。74歳から75歳の誕生日を迎えますと、その間に当然、後期高齢者医療制度に切り替わるわけでございます。例えばでございますけれども、この7月15日に誕生日を迎える74歳の方がおられるといたしますと、7月の14日までは国保あるいは社会保険等々、こういう形で医療を受けるわけでございます。ところが7月15日からは後期高齢者医療保険に強制的に加入をさせられる。こういう関係でこの保険診療もですね、この15日を境として変わった診療になりまして、例えばこの入院治療を受けております場合にたくさんの費用を使ったというふうにいたしますと、前半の国保あるいは社会保険でも高額療養費の限度額を支払い、また15日から後期高齢者医療制度での高額療養費の限度額を払う。1か月の間に2度にわたってこの高額療養費の限度額を払わなければならないという、こういう状況になるわけでございますけれども、皆さんの中にもこういう心配をされておられるわけでございますけれども、現実にはこういう二重払いが行われるのか。その点についてお聞きをしておきたいと思うわけでありまして。

2番目は、現在国保や老人保健の高額医療費の未払金が75歳未満で約7億円、75歳以上で約2億円あるというふうに聞いております。その未払い金額の9億円、この75%が徳島市の他4市町村で占められておると。このお金がですね一般財源化されるというようなことも聞いておまして、本来こんなことはあってはならないわけでございますけれども、後期高齢者医療において被保険者に未払いになるようなことはないのか。この点についてお聞きをしておきたいと思うわけでありまして。

3番目は、後期高齢者医療のパンフレットには高額療養費の申請や4段階のランク付け

等が記載をされておられません。不足によって上記の未払いが発生をする可能性があるという事で、その広報についてお聞きをしておきたいというふうに思うわけであります。

また4番目は、国保などの高額療養費は70歳以上は1円から全て合算されることになっておりますけれども、後期高齢者医療及び介護保険等は全て合算されるのか、この点についてお聞きをしておきたいと思うわけであります。

3番目でございますが、保険料の軽減対策についてでございます。1番目は、平成21年度以降の対策の3番に書かれておりますけれども、これらの措置を講じてもなお保険料を払えない特別の事情がある方については個別減免を含め市町村におけるきめ細かな相談体制を整備するというふうに書かれておりますけれども、具体的にどのようなことをさしておるのか。そしてまた、市町村に対してQ&Aが作られて、そういう説明がなされておるのかお聞きをしておきたいと思うわけであります。

また2番目でございますが、上記相談の結果、本人が入院中で家族もいない等、どうしても保険料を払うことができない。このような場合、市町村としてその生活環境を考慮し、免除しかないと判断した場合は、免除措置をしてもいいのか。こういう点についても後期高齢者の御意見を、回答をいただきたいと思うわけであります。

4番目は、これも大きな問題といたしますか、不満が渦巻いておる問題でございますけれども、医療助成や人間ドック事業についてであります。医療助成や人間ドック事業は自治体独自の事業であることから、それぞれの自治体においてその事情を勘案しつつ、適切な対応を求めるとなっております。徳島県内で人間ドックや脳ドックを実施している自治体は6市町村にしかすぎないと聞いております。しかしながら胃、肺、大腸、乳ガン等のがん検診については殆どの自治体で実施をしておるのではないかと思います。後期高齢者は人間ドックやがん検診すら受けることができないとすれば余りにもひどい差別ではないかと。各自治体で予算を組めば後期高齢者医療にも人間ドックや脳ドックの健診を受けることができるよう改善できないのか。この点についてお聞きをしておきたいと思うわけであります。

また2番目でございますけれども、理解を得るため取り組みということが書かれておまして、後期高齢者にドックや健診を受けるのをあきらめてほしいという納得をさせる、こういうことがこの後期高齢者の説明の中で言われておるのか。こういうことであっては到底ならないと思っておりますけれども、この内容についても触れておきたいと思っております。

5番目でございますけれども、資格証明書の運用についてでございます。悪質でない、本当に払えない後期高齢者には短期保険証等を発行し、保険証を取り上げたり、罰則を科したりはしない。というように後期高齢者連合は各自治体に説明しているのか聞きたいのであります。

6番目でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律には、高齢者の医療の確保に関する法律で第69条によると、災害その他特別の事情がある場合は一部負担の軽減あるいは免除することができるとなっております。徳島県の後期高齢者医療広域連合にはその要綱が定められているのか、お聞きをしたいのであります。

また2番目には、条例18条には所得割額に限って減免するとありますけれども、高確法111条にはそのような規定はありません。所得割、均等割についても減免規定を適用すべきであると思っておりますが、意見をお聞きしたいと思っております。

最後になりましたけれども健診問題でございます。今回、補正で、保健事業費で今定例会に1億8,951万円の健康診査委託料が補正されております。当初、無受診者3.5%、対象者の3.5%、約3,500人、予算として2,300万円余りであったわけでございますけれども、世論の大きな反発を受けて、この健診範囲についても拡大をせざるを得ないという状況になっておるわけでございます。今回補正で生活習慣病を除く被保険者が健診の対象者となっております。その対象者は約3万人余りとなっておりますけれども、生活習慣病とはどのようなものか、その点をお聞きをし、また再問を行っていきたく思います。

健康診査手数料が6,300円で、医療機関は赤字になるというふうなことを聞いておりますけれども、この点についてはどう対処されるかお聞きをしておきたいと思っております。

また3番目は、無受診者の方については診療券は発送されておると思っておりますけれども、いつの時点で発送されたかお聞きをし、再問を行いたいと思っております。

○議長（広瀬和範君）

事務局長

○事務局長（片山隆信君）

ただ今、7点の御質問をいただきましたので、順次、御答弁申し上げます。まず最初に、1の後期高齢者医療の現状についての内、1被保険者の内、障害者認定を受けた人が50人減少している理由ということにつきましては、75歳年齢到達、死亡、障害者認定の撤回、県外転出、生活保護受給などによりまして50人減少したものでございます。

次に、2の医療費給付の現状について、昨年までの老人保健による医療負担額との比較につきましては、平成20年4月診療分、5月診療分とも、昨年と同月と比較しまして、被保険者数及び請求件数は増加しており、医療費総額についても増加しております。なお、一人当たりの医療費は4月分で800円、5月分で2,169円の増となっております。

次に、3の入院外レセプト件数の内、診療所レセプト件数と後期高齢者診療料のレセプト件数につきましては、入院外レセプト件数は平成20年4月分が13万8,431件であり、その内診療所からのものが88,361件ございました。また、後期高齢者診療料の請求件数につきましては、現在使用しておりますシステム上で集計ができないため、これにつきましては手作業によって全レセプトの確認を行わなければならないため、現在のところ後期高齢者診療料の件数把握は困難なものと考えております。

次に、2高額療養費についての内、1,74歳から75歳の誕生日を迎え、その間にまたがって入院治療等を受けた場合の高額療養費の算定につきましては、年齢到達等により月の途中において後期高齢者医療の被保険者となった場合は、従来の特用者保険から国保に異動した場合などと同様に、それぞれの医療保険ごとに高額療養費の算定が行なわれるものでございます。従って、1か月の自己負担限度額についても医療保険ごとに適用されるものでございます。

次に、高額療養費が未払いになることはないかとの御質問につきましては、高額療養費の支給につきましては、老人保健制度と同様に一度申請いただくと、以後の高額療養費については、自動振込みで支給することとしております。このため、初めて高額療養費の支

給に該当する方に対しましては、支給のお知らせ文書及び高額療養費支給申請書を送付し、申請していただくこととしております。また、支給のお知らせを送付したにも関わらず、申請手続に来られない方につきましては、電話連絡などにより申請手続を御説明し、未払いが起こらないよう努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、後期高齢者医療のパンフレットの説明不足により高額療養費の未払いが発生する恐れがあるので改善すべきではないかとの御質問につきましては、当広域連合におきましては、これまでパンフレット等を2回作成し、配布しております。この内、本年3月には長寿医療制度を説明したリーフレットを作成し、被保険者証に同封して、全ての被保険者にお届けしてまいりました。そのリーフレットの中には、高額療養費の自己負担額等を一覧表にして記載してございます。また、申請方法につきましては、先ほど御答弁いたしましたとおり、高額療養費の支給要件に該当する方に対し、直接お知らせすることとしております。

次に、4の高額療養費の合算による算定につきましては、長寿医療制度の高額療養費も70才以上の国民健康保険と同様、保険診療に係る自己負担額については、入院、外来の別及びその額の多少に関わらず、全て高額療養費の算定に含めることとしており、高額医療・高額介護合算療養費についても同様の取扱いとすることとしております。

次に、3の保険料の軽減対策についての内、1平成21年度以降の対策として軽減措置を講じてもなお保険料が支払えない特別の事情がある方に対する相談体制につきましては、現在、各市町村の窓口におきまして被保険者からの相談に応じる体制を整えております。しかしながら、被保険者からの相談件数は増加するものと思われるため、広域連合といたしましては、被保険者に十分な相談機会が確保できるよう、各市町村と協議の上、必要な措置を講じていきたいと考えております。また、軽減措置に係る具体的な事例や基準などにつきましては今年度の制度の施行状況を見ながら、今後県内で統一的な対応を行うための対策を整備していきたいというふうに考えております。

次に、2保険料軽減の相談の結果、どうしても保険支払が出来なくなった場合、免除として措置するのかとの御質問につきましては、当広域連合といたしましては、理由の如何に関わらず、全額免除とする取扱いは考えておりません。理由といたしましては、所得の少ない者に係る保険料につきましては、平成20年度は8.5割、平成21年度からは9割が軽減されることから、これ以上の軽減措置は負担の公平性の観点等から見ても問題があるというふうに考えております。しかしながら、厚生労働省からは個別の減免も含め、きめ細やかな対応を実施するよう指示があったことから、他の広域連合の状況や市町村窓口に寄せられる相談内容を把握し、当広域連合としての対応を検討してまいりたいと考えております。

また、この減免により減少する保険料は、他の被保険者の保険料で補うこととなりますので、慎重に検討し被保険者の理解が十分得られるものでなければならないと考えておりますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、4の医療助成や人間ドック事業についての内、1がん検診は殆どの自治体で行なっているため、後期高齢者でも受けることが出来るように改善できないかとの御質問につきましては、がん検診につきましては健康増進法に基づき各市町村が実施しており、国民の生涯を通じた健康自己管理を支援し、健康の増進に努めているものであります。このこ

とから対象者の年齢制限はなく、高齢者の方も受診していただけるものでございます。

次に、2の医療助成や人間ドック事業についての理解を得るための取り組みにつきましては、先程御答弁申し上げましたとおり、がん検診につきましては年齢に制限なく受診できることとなっております。高齢者の方々に不安を与えないよう十分周知するとともに、市町村にも要請してまいりたいと考えております。

また、医療助成や人間ドック費用の助成につきましては、特定の市町村で実施されておるところでございますが、この費用に対して、国の財政支援が行われる見込みとなっておりますので、広域連合といたしましては、国からの情報収集に努め、速やかに市町村に提供してまいりたいと考えております。

次に、5の資格証明書の運用に当たっての各自治体への説明につきましては、政府・与党が去る6月12日に決定した高齢者医療の円滑な運用のための負担の軽減等に関する特別対策におきまして、資格証明書の運用に当たっては、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用する。それ以外の方々に対しては、従前どおりの運用とし、その方針を徹底する。とされているところでございます。しかしながら、国からは資格証明書の運用について、一律の基準を示す予定はないと聞いておりますので、今後、市町村と協議し、資格証明書の統一的な運用基準を定めてまいりたいというふうに考えております。

次に、6の高齢者の医療の確保に関する法律第69条の規定による一部負担金の減免に関する取り扱いにつきましては、徳島県後期高齢者医療広域連合一部負担金の減免等に関する取扱要綱に定めてございますので、この要綱に従い一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予の取り扱いを行うこととしております。

次に、2の保険料については、所得割に限らず均等割についても減免すべきであるとの御質問につきましては、保険料は被保険者が医療の給付を受けられるという受益に応じて負担する均等割と被保険者の負担能力に応じて負担する所得割から成り立っております。均等割につきましては、所得の少ない者に係る保険料の軽減措置としまして、所得等の状況に応じて2割、5割、7割の軽減がすでに行われており、さらに今回の制度見直しによりまして、7割軽減の該当者につきましては8.5割、21年度からは年金収入80万円以下の世帯においては9割軽減が適用されることから、負担の公平性の観点からも、これらの軽減措置により対応すべきものと考えております。

次に、7の健診問題についての内、1生活習慣病とはどのようなものかにつきましては、生活習慣病とは、生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられる疾患であり、病名としましては糖尿病、高血圧性疾患、高脂血症、虚血性心疾患、脳血管疾患、動脈硬化等がございします。

次に、2の健康審査手数料6,300円では赤字になると聞くが、どのように対処されるのかとの御質問につきましては、健康診査の単価につきましては、医師会と協議のうえ、個別健診は6,300円、集団健診は5,250円で契約を行っておるところでございます。この単価につきましては、医師会からも赤字になると聞いておりません。また、特定健診を実施している市町村も同額で健診を行っております。

次に、3の無受診者への健康診査受診券の発送につきましては、当初に計画しておりました健康診査の対象者である直近1年間での無受診者3,504人の方には6月中に受診

券を送付しております。また、指定の医療機関等におきまして12月末まで受診していただけるように対応しております。以上でございます。

(11番笠松和市君から自席にて退席許可の申し出あり)

○議長（広瀬和範君）

はい、どうぞ。

(11番笠松和市君退場)

○議長（広瀬和範君）

はい、20番

○20番（増谷禎通君）

それでは答弁によりまして、再問をさせていただきます。1番目の再問でございますが、後期高齢者医療の現状についてということでございますが、この中の障害者の認定を撤回した人数とその理由が分かればお答えをいただきたいと思うわけであります。

また2番目に、老健法における1人当たりの平均の医療額と後期高齢者になってからの4月、5月の1人当たりの平均の医療額はいくらか。そういう比較によってどちらが高くなったかということ、是非お答えをいただきたいと思うわけでございます。

3番目にですね、4月から88,361件と言われております。しかしまあ後期高齢者医療の導入をすることのきっかけは老人医療費の抑制が目的である。その大きな柱が包括診療に持っていくことであつたはずであります。後期高齢者医療診療料と一般診療料とのチェックができなければ当初の目的を達成することはできないのではないかというふうに思うわけございまして、その判断ができないということであればですね、これはそうした目的のための後期高齢者医療としてはですね、十分果たせないというふうに思いますので、この点について是非再度お答えをいただきたいと思うわけであります。

2番目の高額療養費の中ですね、1についての再問でございますが、1か月の自己負担限度額については医療保険ごとに適用されるとの答弁でありました。しかし社会保険等では継続して治療を受ける場合には、任意ではありますけれどもその継続が許されております。ところが後期高齢者医療の場合にはこうしたことが許されない。こういう事についてはやはり当然これは改善をされるべきであるというふうに思いますけれども、再度お答えをいただきたいと思います。

3番目は保険料の軽減対策についてでございます。8.5、また21年度から9割減額ということになっておりますけれども、1か月のその減額された保険料ですら払えない。こういう人達にですね、6か月猶予をしたところでですね、その猶予期間が過ぎて払えるか、そんなことは到底難しい話でございます。保険料の免除かですね、生活保護の受給しか方法はないのではないか。お年寄りから一律に1割負担を強いる。これはお年寄りに早く死ねというのと同じだ。今までのように夫や子供の扶養家族で保険診療できるように以前の方法に返すべきであるというふうに考えるわけでございますけれども、是非これは国

に対して改善するようにですね、答申をしていただきたいというふうに思うわけでありませう。

医療助成や人間ドックについて、4番の再問でございますが、この問題は昨年度から取り上げてまいりまして、今回やっと国からの財政支援が予定されており、後期高齢者の方々にも人間ドックやですね、健診を実施できることが表明をされたわけであります。ここにですね、北海道の後期高齢者医療広域連合に関する条例案検討状況という、これまあインターネットから引き出したものでございますけれども、これは19年度にこの案を作るときのですね資料でございますが、この健康診査についてこのように書かれております。高齢者となる75歳に到達したことを理由に健康診査の対象外となり受診できなくなることは健康管理の連続性の面から後期高齢者の方の理解を得ることは困難であり、また住民サービスの低下につながるものと考えられます。国の基本的考え方においても後期高齢者の方に対しては糖尿病等の生活習慣病を早期発見するための健康診査は重要であると示されています。以上のことから後期高齢者の方に対する健康診査については、後期高齢者の方の健康管理の保持、疾病の早期発見、早期予防による医療適正化の観点から実施することにしたいと考えています。こういうふうに北海道の条例では明確にですね示されておるわけであります。人間ドックが、先ほども国の助成でですね自治体として自主的にやる場所についてはですね補助金を出すというふうな方針が出された。これは非常に高齢者にとってもですねいいことだというふうに思います。促進をするようにですね、是非この徳島県の後期高齢者連合でもですね進めていただきたい。そしてまた、この現在行われておるのは国保運営の中での予算化されておるわけでございますけれども、これが先程がん検診のようにですね一般財源として実施をされるような方向でですねこの人間ドックが実施されなければ、後期高齢者での人間ドックの実施は難しいわけございまして、こうした点にどういうふうな実施の方法を考えておられるのか是非伺いをしておきたいと思うわけであります。

それから6番目の高齢者の医療の確保に関する法律に対する再問でございますが、ここにおられる議員の皆さんはですね、こういう徳島県後期高齢者医療連合保険料の徴収の猶予及び減免に関する取扱要綱、そしてまた徳島県後期高齢者医療広域連合一部負担金の減免に関する取扱要綱、これは今年の7月の24日に制定されておるわけございまして、今回の定例議会にはですね、この要綱というのは非常に関係をしてですね、必要なものでございますけれども、私はこの一般質問でこの要綱があるかということで提出をいただいた。こういうものはですね、やはり当然議員には配られなければならないものでございませう。これにおいてもですね、インターネットで調べてみましたが、北海道の広域連合の場合にはですね生活困難の認定の方法というのが明確に書かれております。当該世帯の直近における前3か月の平均実収月額と生活保護基準額とを比較して、生活基準額と生活保護法による保護基準、この規定によってこの生活困難の認定方法を定める。そして生活困難の認定の基準という中で一番に免除というのがございまして、平均実収月額、生活保護基準額に24,600円を加えた額以下である場合には一部負担金の全額を免除するとなっております。また減額についても平均実収月額、生活保護基準額に24,600円を加えた額を超え、かつ生活保護基準に44,400円を加えた額以下である場合には一部負担金の二分の一に相当する額を減額する。こういうふうにですね明確に書かれており

ますけれども、この徳島県の広域連合が出しておる2つの要綱にはですねそういう明確な基準は書かれておりません。やはりこの点徳島県のこの広域連合としてはですね、こうした、全国にもこうした広域連合があるわけでございますから、明確な基準をですね是非制定をしてほしい。それについても是非お答えをいただきたいと思うわけであります。また健診の問題も先ほど申し上げましたように、特定健診の場合は国3分の1、県3分の1、町3分の1ということで実施をされております。今後この後期高齢者医療においてもこういう形での診療が行われる。今回補正予算でですね国からの助成を受けて1億9,000万円余りの健診予算が組まれておるわけでございますけれども、こういうことをですねやはり後期高齢者といえども、先ほど北海道の条例案にもありましたように、健診を継続していくことこそが保険を安定をさせていくという、この明確な目標に向かってですね、この徳島県の後期高齢者の医療制度についてもですねこの方向で是非実施をしていただきたい、検討をしていただきたいということを申し上げて私の再問を終わります。

○議長（広瀬和範君）
段取りしとけ。

○議長（広瀬和範君）
事務局長

○事務局長（片山隆信君）

お答えします。ただ今再問いただきました事につきまして順次御答弁申し上げます。まず最初の1点目の障害者認定の撤回の主な理由でございますが、先ほど御答弁申し上げましたとおり減少理由ごとの件数の内訳につきましては、本年4月から6月までの間において75歳年齢到達123件、死亡66件、障害者認定撤回17件、県外転出7件、生活保護受給4件の計217件となっております。この間、新たに障害者認定を受けられた方が167人ありましたので、差引50人の減少となったものでございます。障害者認定の撤回につきましては、これまで被扶養者である保険料負担がなかった方が後期高齢者医療制度加入により新たに生じる保険料負担を考慮した上で障害者認定を撤回されたことが要因の一つであると考えております。

次に、医療費の給付状況でございますが、19年につきましては71,121円、月1人当たりの単価になっております。それから20年度につきましては72,609円となっております。

次に、後期高齢者診療料の請求件数は把握できないかということでございますが、後期高齢者診療料につきましては、自ら選んだ高齢者担当医が病気だけでなく心と体の全体を見て、外来から入院先の紹介、在宅医療までを継続して関わり、生活を支える医療を提供する仕組みでございます。また、医療費の適正化は長期にわたり計画を行い分析を図るものでありますので、短期的に把握できるものではないというふうに考えております。後期高齢者診療料につきましては先ほど御答弁いたしましたとおりレセプトからの把握は困難であると考えられますが、まあ今後必要に応じまして把握方法について検討をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、高額療養費の内、74歳から75歳までの入院治療を受けたときの算定ということにつきましては、これにつきましてはもう現行制度、それによりまして取扱いをしたいというふうに考えております。

次に、一部負担金の減免要綱に所得の明確な基準が定められていないとの御質問につきましては、減免要綱の第3条関係で別表第3としまして、前年の被保険者の属する世帯の合計所得金額の合計額が300万円以下の場合というふうに定めてございます。その内でその年の合計所得金額の見積額の合計額が前年の合計所得金額の合計額の10分の1であるときは10割、それから、その年の合計所得金額の見積額の合計額が前年度合計所得金額の合計額の10分の1を超え、10分の3以下である場合は5割、その年の合計所得金額の見積額の合計額が前年の合計所得金額の合計額の10分の3を超え、10分の5以下であるときは3割と、このように定めてございます。

それから人間ドックにつきましては、国からも助成があるということが言われておりますので、市町村で実施すべきでないかというお尋ねでございますが、これにつきましては人間ドックはあくまでも実施主体は市町村であるというふうに考えております。広域連合としましては今回の制度の中で助成等についての手続を行うということが定められておりますので、まあそういうことを通じ、国からの情報収集などに努めまして、それを市町村の方に提供していきたいと思っております。

○議長（広瀬和範君）

座ったまま、何しよんな。

○事務局長（片山隆信君）

次に、減免の対象としての北海道の要綱という中で、生活基準等が示されているが徳島は示されていないということにつきましては、まずは北海道の要綱の中で生活基準が規定されているものにつきましては、災害等により一時的に著しく生活が困難な方の基準として規定されているものでございます。単に生活困窮の方、すなわち生活保護基準以下の方については対象にされていないというふうになっております。当広域連合におきましても減免基準につきましては生活困窮の方を対象とはしておりません。こういうことで減免の基準としては必要なものを満たしているというふうに考えております。以上でございます。

○議長（広瀬和範君）

増谷君に申し上げます。申し合わせの時間が過ぎておりますので、簡潔にまとめていただきますようお願いいたします。

○20番（増谷禎通君）

先ほども議長から言われましたように、私の持ち時間50分でございますが、もう時間がないそうでございます。簡単にまとめて終わらせていただきたいと思います。今まで人間ドックについてはですね、後期高齢者に対する補助金はなかった。ところが今回そうした問題にもですねやはり世論の大きな反発によってですねこうした問題を国としても助成をせざるを得ない。また、健診の問題についてもですね国からの助成が行われる状況にな

っております。私どもはやはりこういう質問を通して、また皆さんとともにこうした運動を通してですね、後期高齢者医療というものが非常に大きな差別の基に行われておるということを前面に明らかにしながらですね、今後とも頑張っていきたいと思っております。十分な質問はできませんでした。時間的な関係でできませんでしたけれども、今後ともこうした問題について追及してまいりたいと考えておりますので、今後とも御支援の程お願いをいたしまして私の質問を終わります。

(拍手)

○議長（広瀬和範君）

以上をもって、通告による質疑は終わりました。これをもって、質疑を終結をいたします。

○議長（広瀬和範君）

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（広瀬和範君）

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

○議長（広瀬和範君）

これより、順次、採決いたします。なお、採決は、起立によって行います。

○議長（広瀬和範君）

お諮りをいたします。まず、議案第11号について、原案を可決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（広瀬和範君）

起立多数であります。よって、議案第11号については、原案どおり可決いたしました。

○議長（広瀬和範君）

次に、議案第12号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（広瀬和範君）

起立多数であります。よって、議案第12号は、原案どおり可決されました。

○議長（広瀬和範君）

次に、議案第13号について、原案どおり認定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（広瀬和範君）

起立多数であります。よって、議案第13号は、原案どおり認定することに決定をいたしました。

○議長（広瀬和範君）

次に、日程第8請願第2号後期高齢者の健診に関する請願、請願第3号後期高齢者医療制度での保険料減免の改善を求める請願、請願第4号後期高齢者医療制度で保険料滞納者に対して保険証の取り上げ等の制裁措置は実施しないことを求める請願を議題といたします。今定例会において受理いたしております請願は、お手元に配布いたしております請願文書表のとおりであります。

○議長（広瀬和範君）

それでは、請願第2号から請願第4号までについて、紹介議員であります増谷禎通君に請願の説明を求めます。

○議長（広瀬和範君）

20番増谷君

○20番（増谷禎通君）

今回、請願が2号から4号まで出されておりました、一括、これについての説明をさせていただきます。2号は後期高齢者健診に関する請願でございます。私は今、一般質問でも申し上げましたように、後期高齢者といえども公費による健診が行われるべきだというのがこの請願の趣旨でございます。75歳になったからですね、その、特定健診は受けられないというような状況はですね、これは余りにもひどい状況でございます。75歳以上という年齢や治療中の疾患名に差別せず、健診は従来どおり希望者全員が無料で受診できるようにしてほしいというのがこの請願の趣旨でございます。

また、請願第3号のですね、後期高齢者医療制度での保険料減免の改善を求める請願でございます。先ほども北海道の例を挙げましたように、生活保護基準が基になってですね、こういう低所得者に対する減免措置というのが行われておるわけでございます、その基準がですねこの生活保護、これがまあ言えば今日本における最低の、健康で文化的な最低限の生活を営むという、この憲法の条文からしてもですね、これが基準になるべきであるというふうに考えておりました、この請願では条例第18条の保険料の減免について生活保護基準以下の低所得者を対象にすること、また条例第18条の保険料の減免については、所得額に限るを削除する、また、無年金者には減免制度の中で免除するということがこの請願の項目の趣旨でございます。

また、4号については後期高齢者医療制度で保険料滞納者に対して保険証の取り上げ等の制裁措置は実施しないことを求める請願でございますが、この資格証明というのですね、先ほども一般質問でも行いましたように、余りにもそういう、払うことのできないですね、保険者に対して資格証明を発行するということは余りにもひどい仕打ちでございます、これには10万円の罰金過料というのまで含まれておりまして、年金から天引きされる方については滞納するというわけではないわけでございますけれども、そういう年金もない無年金者、こうした方々がですね滞納の対象になるわけでございます、こうした人にこそですね温かい手を差し伸べるのがですね、こうした保険制度の根幹であろうというふうに思います。こうした問題でございますねこの請願3本について是非皆さん方の御賛同をいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（広瀬和範君）

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（広瀬和範君）

はい、稲岡さん。前でどうぞ。

○7番（稲岡正一君）

ただ今の請願の件なんですけれども、私達の市町村におきましても、国保の未納者に対して、一時的にそういう臨時的な措置で国保の医療が受けられるような措置を執っておりますが、そういうような意味で、これとのバランスが私は、取りにくいんでないかと、不公平が起こるんでないかというようなことを非常に感じますので、この件については再検討する必要があるんじゃないかと、これが一点。

もう一点は理事者、まあ市町村長なんですけれども、その方に減免措置の許容の範囲、権限、これは法律に定められた範囲内しか私はできないと思っております。それ以上のことを市町村長といえども拡大して減免をするということは非常にできにくいんでないかと。もし納税者から不公平でないかという訴訟があった場合には、私は恐らく市町村長にその責任を問われるのではないかというようなことを思いますので、ほらなるほど困った方に、今、請願があるように皆さんにしてあげることはいいんですけれども、一方で負担をされておる人達とのバランスからいったら、なかなか制裁措置も時にはこれを維持するため、制度を維持するためにはやむを得ないのではないかというような事も考えられますので、再検討が必要でないかと私は考えます。以上です。

○議長（広瀬和範君）

他、ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

それでは、質疑を終結いたします。

○議長（広瀬和範君）

これより、討論に入りますけれども、討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

それでは、これより採決を行います。

お諮りいたします。請願第2号を採択することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（広瀬和範君）

起立少数であります。よって、請願第2号は、不採択とすることに決定をいたしました。

○議長（広瀬和範君）

次に、請願第3号を採択することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（広瀬和範君）

起立少数であります。よって、請願第3号は、不採択とすることに決定をいたしました。

○議長（広瀬和範君）

次に、請願第4号を採択することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（広瀬和範君）

起立少数であります。よって、請願第4号は、不採択とすることに決定をいたしました。

この際、お諮りをいたします。本定例会において採決されました案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第40条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会において議決された案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、これを議長に委任することに決定をいたしました。

○議長（広瀬和範君）

以上をもって、本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。
閉会前に広域連合長からごあいさつがあります。

○議長（広瀬和範君）

連合長

○広域連合長（原秀樹君）

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。今定例会におきましては、人事議案として副広域連合長の選任につきまして全議員の御賛同により、お認めいただきました。どうもありがとうございます。

また、後期高齢者医療に関する条例改正などの議案を御提出申し上げましたところ、議員各位の熱心な御審議を賜り、全議案につきまして、御可決、御承認をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

新たな医療制度として、この4月からこの制度が全国一斉にスタートしたところではございますが、広域連合におきましては、医療費の公平な負担のもと、高齢者の皆様が安心して医療を受けられ、元気に生活ができますよう、関係市町村との連携を図りながら、この制度の円滑かつ適正な運営に万全を期して取り組んでまいりますので、今後とも議員各位の格別の御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。どうもありがとうございます。

○議長（広瀬和範君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって、平成20年8月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さんでございました。

（午後3時37分閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年8月6日

議 長

広 瀬 和 範

会議録署名議員

岩 浅 嘉 仁

会議録署名議員

後 藤 正 和